

千葉県稲毛区選挙管理委員会告示第13号

令和4年7月10日執行の参議院千葉県選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項、第4項又は第5項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は次のとおりである。

令和4年6月22日

千葉県稲毛区選挙管理委員会委員長 三浦 邦宏

区 分	場 所	日 時
公職選挙法第62条第2項の規定によるくじ	千葉県稲毛区役所 3階千葉県稲毛区 選挙管理委員会	令和4年7月7日 午後5時15分
公職選挙法第62条第4項の規定によるくじ	同 上	令和4年7月7日 午後5時20分
公職選挙法第62条第5項の規定によるくじ	同 上	事実発生の都度